

平成27年度第6回理事会議事概要

日 時 : 平成27年9月11日(金) 15:30~16:30

場 所 : 森林総合研究所特別会議室

出席者 :	理事長	沢田 治雄
	理事(企画・総務・森林保険担当)	鈴木 信哉
	理事(研究担当)	田中 浩
	理事(育種事業・森林バイオ担当)	渡邊 聡
	理事(森林業務担当)	奥田 辰幸
	理事(法令遵守担当)	百々謙治郎
	監事	鈴木 直子
	監事	平川 泰彦
	総括審議役	石田 祐二
	総括審議役	切石 勤也
	総括審議役	猪島 康浩
	審議役	安樂 勝彦
	総務部長	飯干 好徳

1. 開会

2. 議事

(石田総括審議役)

ただいまより、平成27年度第6回理事会を開催いたします。本日は議題が3件、報告事項が7件となっております。順次説明をお願いいたします。

(1) 「内部統制の基本方針」の制定について

(石田総括審議役)

資料I-1をご覧ください。独立行政法人の内部統制については、「独立行政法人等に関する基本的な方針」(平成25年2月25日閣議決定)等において、更なる充実強化が求められており、業務方法書第10章においても、「役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、研究所法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」が規定されたところです。

これらを踏まえ、当研究所においては、内部統制に必要な各種規定を整備するなど、業務の適正を確保するための必要な体制の整備を図ってきたところです。

法人がどのような内部統制システムを構築しているかは、単に法人内部の役員間で周知徹底されるだけではなく、外部からの評価や研究費交付にあたっての重要な判断材料とされていることから、広く関係者、国民に情報公開されるべきものと考えられます。このため、ホームページでの公表を前提として当研究所における内部統制システムについて体系立てて整理した「国立研究開発法人森林総合研究所内部統制の基本方針」を提案いたします。

(理事長)

本件議題は理事会として了承されました。

(2) 「反社会的勢力への対応方針」の制定について

(鈴木理事)

通則法の改正を受けて当所の業務方法書が改正され、反社会的勢力の対応方針等を定めることとされ、昨年度の3月25日の理事会において、関係規定等を9月末までに定めることとしたところです。これを受け、「反社会的勢力への対応方針」及び「反社会的勢力への対応に関する規程」を作成しましたので

提案いたします。

(理事長)

本件議題は理事会として了承されました。

(3) 水源林造成事業と研究開発業務との連携の達成状況に関する林野庁への報告について

(鈴木理事)

このことにつきましては資料 I - 3 の〈参考 2〉にありますとおり、本年 2 月 23 日付けで林野庁長官から理事長あて「水源林造成事業の受け皿法人の検討にあたって必要となる研究開発業務と水源林造成事業との連携の達成状況について」により、研究開発業務と水源林造成事業との連携による森林整備に係る技術の高度化の相乗効果などについて検証する必要から、当研究所に対し、連携による森林整備に係る技術の高度化等の取組及び事業の効率化、コスト縮減等の水源林造成事業に関する中期目標の達成状況について、検討のうえ報告を求められたところです。このため、検討チームを設置し企画・総務・森林保険担当理事を検討チーム長とし、森林業務担当理事及び研究担当理事を検討チーム長代理とし、主には森林業務担当理事が中心となって取りまとめを行いました。4 月から 3 回にわたって検討チームを開催し、事例による取組の検証を行い、連携の取組が中期計画の達成に寄与していることが確認されました。その結果を資料 I - 3 のとおり取りまとめましたので提案いたします。

(奥田理事)

本報告書案の作成にあたりましては、長官からの指示以降、森林整備センターの各出先に詳細な報告を求めるとともに研究分野からも確認していただき取りまとめました。連携の取組は今期中期計画にも掲げたところですが、その成果が徐々に出てきていることが確認できましたが、さらに連携を深め現場に役立つよう取り組んでいきたいと考えております。

(理事長)

本件議題は理事会として了承されました。

(石田総括審議役)

本日の議題は以上です。続いて報告事項の説明に移ります。

(4) 平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果及び中期計画に係る見込み評価結果について

(鈴木理事)

資料Ⅱ-1にありますとおり、平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果につきましては8月7日付で、第3期中期目標期間に見込まれる業務の実績に関する評価結果につきましては9月8日付で農林水産大臣より通知がありましたので報告します。なお、様式2-2-3年度評価及び見込評価を整理した項目別評定総括表では、A評価も多いのですが、内部統制の充実・強化の項目がC評価となっております。これは昨年度のカルタヘナ法違反や不適正な経理処理事案からくるものですが、次期中長期計画においてはこのことを踏まえて対応していきたいと思っております。

(5) 平成27年度の会計監査人の決定について

(飯干総務部長)

資料Ⅱ-2をご覧ください。平成27年度会計監査人候補者の選任申請につきましては、本年度第4回理事会におきまして承認いただき、手続きを進めてまいりましたが、8月20日付で農林水産大臣より選任請求どおり有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任したとの通知がありましたことを報告いたします。

(6) 森林保険センターに係る国からの承継資産等の額の通知について

(猪島総括審議役)

資料Ⅱ-3をご覧ください。平成27年3月31日をもって森林保険特別会計が廃止され、翌4月1日に承継しましたが、平成26年度森林保険特別会計の決算終了を受けて林野庁長官より「森林保険特別会計の廃止・承継に伴う資産等の額について」通知がありましたので報告します。承継する資産の額、負債の額、前期中期目標期間繰越積立金の額は資料のとおりであり、出資されたものとする額はありません。また、貸借対照表は資料のとおりとなります。

(7) 平成27年度10月採用研究職の最終合格者について

(鈴木理事)

資料Ⅱ-4をご覧ください。当研究所では研究職の採用を4月と10月の2回に分けて行っておりますが、このたびパーマネント8名、テニユア型1名の応募を行い、パーマネント7名、テニユア型1名の採用を内定したことを報告します。

(8) 森林保険の加入促進について

(猪島総括審議役)

資料Ⅱ－５をご覧ください。森林保険センターの最大の課題は森林保険への加入促進ですが、本年４月から８月までの加入につきましては、事業の承継の影響もあり低迷しています。このため、保険業務の委託先である森林組合系統、保険制度の企画立案等を行う林野庁と連携した取り組みを推進し、森林保険が広く利用されるよう積極的な加入促進活動を展開していくこととします。具体的には資料のとおり、重点的取り組みとして、造林補助事業と連携した取り組みや、公有林、大規模森林所有者等への働きかけ、データ分析に基づく効果的取り組み、継続加入を推進し取りこぼしのないような取り組みを実施していきたいと考えています。これらの取組にあたっては、いま述べました重点取り組みについて、センター、森林組合系統、林野庁の役割を明確にして取り組んでいくこととしています。

また、森林保険業務について広く活動内容を周知し、森林保険の利用拡大に繋げることを目的に、この１０月に年４回の季刊誌を創刊することとしました。紙媒体での発行部数は３，０００部、このほかホームページに掲載し広く配信していくこととしております。

(鈴木監事)

ホームページでの配信についてですが、掲載すれば広報されるというものではないと思います。より多くの方々に見ていただけるような取組が必要と思われるので工夫してください。

(9) 平成２８年度森林総合研究所関係概算要求の概要について

(鈴木理事)

資料Ⅱ－６をご覧ください。平成２８年度森林総合研究所関係の概算要求について、公表されましたので報告します。研究育種関係につきましては、運営費交付金並びに施設整備費補助金が資料のとおり概算要求されております。

(奥田理事)

水源林造成事業等予算につきましては、公共事業として、水源林造成事業に係る補助金及び借入金、非公共事業として幹線林道事業移行円滑化対策交付金及び放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業に係る水源林復興促進対策費補助金が概算要求されております。

(石田総括審議役)

報告事項は以上です。

これにて平成27年度第6回理事会を終了いたします。

次回の平成27年度第7回理事会は10月9日(金)に森林総合研究所特別会議室において開催予定です。

3. 閉会